

21国際第607号

関税割当公表第62号の2

平成21年度下期の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、麦芽（いつてあるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成21年10月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽
- 2 割当数量 253, 500トン
- 3 通関期限 平成22年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、平成21年度下期の麦芽の関税割当てについて（平成21年9月10日付け21国際第567号関税割当公表第62号）による。